

平成26年第4回笠松町議会定例会会議録（第1号）

平成26年11月28日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
企画課長	堀仁志
保険医療課長	服部敦美
福祉健康課長	浅野薫夫

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	浅井将利
主任	奥村敬宗

1. 議事日程（第1号）

平成26年11月28日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第5号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第55号議案 専決処分の承認について
- 日程第6 第56号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第7 第57号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第8 第58号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第9 第59号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第10 第60号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第61号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第62号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第13 第63号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第64号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第65号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第66号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更について
- 日程第17 第67号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について
- 日程第18 第68号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第19 第69号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第20 第70号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第21 第71号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算について

開会 午前10時00分

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、平成26年第4回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（安田敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 尾 関 俊 治 議員

7番 岡 田 文 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（安田敏雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（安田敏雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（堀 康男君） それでは、2点報告をさせていただきます。

監査委員より、平成26年度8月分及び9月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、11月12日に第58回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、16項目の一般決議、5項目の特別決議が採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。なお、当大会には正・副議長が参加をされました。以上です。

○議長（安田敏雄君） 理事者の報告を求めます。

広江正明町長。

○町長（広江正明君） それでは、工事の請負契約の締結であります。笠松町の運動公園整備（その3）の工事が1件と（その4）の工事が1件、そしてまた笠松町のサイクリングロードの整備工事が1件、道路の拡幅改良工事が1件、米野処理分区（21工区）の管渠の埋設工事が

1件、円城寺処理分区（14工区）の管渠埋設工事が1件の6件であります。この契約金額、あるいは契約の相手方、工事内容等、詳細につきましては、議員の皆さんのお手元の議案資料の1ページから11ページをお目通しいただきたいと思っております。

また、平成25年度の羽島郡二町教育委員会の特別会計歳入歳出決算書と平成25年度の羽島市・羽島郡二町介護認定審査会の事業特別会計歳入歳出決算書の2件については、岐南町及び羽島市より報告をされましたので、お手元に配付をさせていただきました。

○議長（安田敏雄君） 以上、御了承願います。

日程第4 第5号報告及び日程第5 第55号議案から日程第21 第71号議案までについて

○議長（安田敏雄君） 日程第4、第5号報告及び日程第5、第55号議案から日程第21、第71号議案までの17議案を一括して議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

○書記（笠原 誠君） お手元の議案の1ページをお開きください。

第5号報告 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。平成26年11月28日報告、笠松町長 広江正明。

記、1．平成26年11月20日専決。自動車事故に係る損害賠償の額。

第55号議案 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求める。平成26年11月28日提出。

記、1．平成26年11月21日専決。平成26年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）。

次に、9ページをお開きください。

第56号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて。

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいから町議会の同意を求める。平成26年11月28日提出。

記、氏名、保母勝壽、住所、羽島郡笠松町弥生町30番地、生年月日、昭和17年9月25日。

第57号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。平成26年11月28日提出。

次に、17ページをお開きください。

第58号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例について。

笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。平成26年11月28日提出。

次に、42ページをお開きください。

第59号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について。

笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。平成26年11月28日提出。

次に、65ページをお開きください。

第60号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年笠松町条例第5号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年11月28日提出。

第61号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和46年笠松町条例第2号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年11月28日提出。

第62号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町職員の給与に関する条例（昭和30年笠松町条例第30号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年11月28日提出。

次に、91ページをお開きください。

第63号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年笠松町条例第6号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年11月28日提出。

第64号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

笠松町国民健康保険条例（昭和40年笠松町条例第7号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年11月28日提出。

第65号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

笠松町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年笠松町条例第14号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。平成26年11月28日提出。

第66号議案 庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更について。

庁舎耐震補強等工事請負契約（平成26年6月4日議決・平成26年9月17日一部変更議決）の一部を次のとおり変更するため、平成26年11月26日に変更仮契約した同工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により町議会の議決を求める。平成26

年11月28日提出。

記、庁舎耐震補強等工事。

1. 契約の金額 変更前、金 6 億3,718万7,040円、変更後、金 6 億6,111万1,200円。

第67号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算（第6号）。

平成26年度笠松町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,576万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,944万9,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月28日提出。

次に、106ページをお開きください。

第68号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度笠松町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,019万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,427万2,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月28日提出。

次に、110ページをお開きください。

第69号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度笠松町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,353万1,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月28日提出。

次に、113ページをお開きください。

第70号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度笠松町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,436万6,000円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月28日提出。

次に、116ページをお開きください。

第71号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成26年度笠松町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度笠松町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、(科目)第1款 水道事業費用、(既決予定額)2億6,063万6,000円、(補正予定額)19万8,000円、計2億6,083万4,000円。

(科目)第1項 営業費用、(既決予定額)2億4,558万2,000円、(補正予定額)19万8,000円、計2億4,578万円。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)職員給与費、(既決予定額)2,499万円、(補正予定額)19万8,000円、計2,518万8,000円。平成26年11月28日提出。

○議長(安田敏雄君) 提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

広江正明町長。

○町長(広江正明君) それでは、本日提出させていただきました案件は、専決処分の報告が1件、そしてまた専決処分の承認が1件、そして人権擁護委員の候補者推薦が1件、笠松町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか8件の条例案件、計9件、そして庁舎の耐震補強等の工事の請負契約の一部変更が1件、平成26年度の一般会計ほか4件の補正予算、計5件、以上、報告を含めて18件であります。

このうち、第56号議案、議案書の9ページにあります、この人権擁護委員の候補者推薦につきましては、人権擁護委員である保母勝壽氏の任期が平成27年の3月31日付をもって満了することに伴い、引き続き、保母氏を同委員の候補者として推薦するために、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって町議会の同意を求めるものであります。

また、その他の案件につきましては、副町長より詳細説明をいたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(安田敏雄君) 川部副町長。

○副町長(川部時文君) それでは、順次説明させていただきます。

まず、1ページから2ページにわたっております第5号報告 専決処分の報告についてであります。

こちらは、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をしたので、これを報告するものであります。

2ページに中身が載っておりますが、26年11月20日に専決させていただきました自動車事故に係る損害賠償の額であります。

相手方は、愛知県一宮市籠屋2丁目1番16号、これ会社の住所だと思っておりますが、社員の三好茂樹さんであります。

事故の概要であります。平成26年7月28日、岐南町薬師寺7丁目1番地先、木曾川右岸堤防道路を各務原方面に走行中、当方の公用車が左折するため左ウインカーを出したが、交差点の直前で行き先を変更し、右ウインカーを出し、急に右折行為に入ったところ、既に追い越し行為に移っていた後続車と接触したものであります。

損害額は、相手方の損害額が25万4,297円で、当方の過失が20%ということで、賠償額は5万859円ということになりました。全額、全国町村会総合賠償補償保険で対応させていただきます。

続きまして、3ページの第55号議案 専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

4ページから8ページにわたりまして、26年11月21日に専決をさせていただきました平成26年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）であります。補正額は596万4,000円であります。

専決処分させていただいたのは、11月21日に衆議院が解散したことに伴い、12月14日に執行が予定されている衆議院議員総選挙に係る諸経費について予算計上させていただいたものであります。

内容的には、いつもの選挙と同じでございます。選挙管理委員会の開催経費、あるいは投票所における投票立会人、開票管理者、開票立会人に係る報酬、さらには、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当等々でございます。特に今回は、ごらんのように庁舎が耐震補強工事のため、期日前投票をいつもは1階のホールで行っておりますが、そちらで行うことができませんので、その期日前投票所を中央公民館で実施することに伴い、仮設電話を設置するため、工事請負費を18万9,000円計上させていただきました。

歳入につきましては、補正財源の大半は衆議院議員総選挙執行に伴う県の委託金でございます。予算編成上、少しだけ、13万3,000円ですが、編成上一般財源を充てさせていただきましたが、財政調整基金を充てるため、繰入金も13万3,000円計上させていただいております。

以上が専決処分の承認の関係でございます。

続きまして、10ページからであります。議案資料では12ページになりますが、第57号議案 笠松町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

こちらは、子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法の一部が改正され、放課後児童健全育成事業の実施に係る設備、運営基準等について、国が定める基準を踏まえて、町の条例で定めることとされたことに伴い、新規条例を制定し、この事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものであります。

なお、会期中に全協を開催させていただきまして、現在諮問しております子育て支援計画案を御説明する予定ですし、また本条例ほか、次の2条例についても説明予定でありますので、きょうは概要説明となりますので、よろしくお願いたします。

まず、2条第1号に放課後児童健全育成事業の記載がありますが、これは、児童福祉法第6条の3第2項に規定してありまして、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であります。

それで、3条関係ですが、最低基準の目的ということで、この条例で定める設備、運営等の基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものと規定します。

条例で定める主な基準等については、議案資料の12ページにまとめさせていただきました。

まず、10条関係ですが、設備の基準があります。遊び及び生活の場としての機能、並びに静養するための機能を備えた区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないことをまずここで規定いたします。

次に、職員の員数につきましては、これは11条第1項と2項の関係ですが、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。また、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれにかえることができることといたします。

職員の資格につきましては、そこに書いてありますように、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないことといたしまして、保育士等、以下、列記した方が支援員の資格となります。

支援の単位ですが、これも11条第4項関係ですが、支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするということになります。

それから、開所時間につきましては、こちらは19条第1項関係ですが、ここで掲げる区分に応じて、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻、その他の状況を考慮して、事業所ごとに定めることといたします。小学校の授業の休業日につきましては、1日8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日につきましては、1日3時間以上といたします。

開所日数につきましては、こちらは19条第2項の関係ですが、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日、その他の状況を考慮して、事業所ごとに定めることといたします。

施行日につきましては、この表の一番下に書いてございますように、子ども・子育て支援法

及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律、非常に長いんですが、この施行日ということで、現在、国のほうでは平成27年4月1日のスケジュールで進めております。

続きまして、17ページからになります。議案資料では13ページになりますが、第58号議案笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。

こちら子ども・子育て関連3法の制定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における運営基準等について、国が定める基準を踏まえて、町の条例で定めることとされたことに伴い、新規条例を制定し、これらの施設及び事業の運営等に関する基準に関して、必要な事項を定めるものであります。

こちらは非常に長くて、53条立ての条例となっております。

13ページの資料をごらんいただきますと、左上のところに、まず特定教育・保育施設とはということで、施設型給付費の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所の3種類になっています。

また、その隣の特定地域型保育事業につきましては、下に4つの形態がありますが、こちらは本文中にも内容が出てきません。児童福祉法第6条の3の各項で規定されておりまして、条例上何かということがわかりづらいので、若干説明させていただきますと、家庭的保育事業といいますのは、保護者の労働、または疾病等の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である3歳未満の乳幼児について、家庭的保育者、家庭的保育者というのは町長が行う研修を修了した保育士、その他、厚生労働省令で定めるものであって、乳幼児の保育を行うものとして町長が適当と認める者、これが家庭的保育者ですが、居宅、その他の場所において家庭的保育者による保育を行う事業、利用定員が5人以下であるものに限るということになります。それがまず家庭的保育事業。ただ、3歳以上の幼児に係る保育体制の整備状況に応じては、3歳以上もここで保育を行うことができることとなっております。

続きまして、小規模保育事業所ではありますが、こちら乳幼児を保育することを目的とする施設で、こちらは利用定員が6人から19人以下であるものに限っております。そこにおいて保育を行う事業であります。こちら3歳以上についても、この地域の保育体制が整っていなければ、小規模保育事業所で保育を行うことが認められています。

それから、居宅訪問型保育事業ということですが、こちらは、保育を必要とする乳幼児であって、満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業であります。満3歳以上についても、先ほどと同じように状況によっては保育ができます。

それから、事業所内保育事業についてであります。こちらはよくありますが、事業主がそ

の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するためにみずから設置する施設、または事業主から委託を受けて、その当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児等を保育する施設であります。ただ、種類の異なる3種類ございまして、それが一般的なものですが、事業主団体が、その構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を共同で行うこともできます。それから、もう1つは、地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合等の構成員で、みずから設置する、または共済組合等から委託を受けて実施する施設で保育する施設、そういったものもございまして、可能性としてはあります。これにつきましては、3歳以上の幼児についても、この地域の状況が整っていなければ3歳以上もできるということになります。ちょっとわかりづらいですが、もう一回全協で説明しますので。

資料13ページの下の枠の表ですが、その下の表の上のほうに、本文中の4条から34条に係る特定教育・保育施設の運営に関する主な基準をまとめました。これは後ほどお目通しいただきたいと思います。

それから、同じように、資料の13ページの下の表の中ほどに特定地域型保育事業の運営に関する基準が書かれております。第37条から第50条に係るものであります。今回、新規条例ということで、いろんな取り決めがされておりますので、それについてはまた全協で詳しく説明してくれると思いますので、きょうはちょっと省略させていただきます。

施行期日につきましては、先ほどと同じように、子ども・子育て支援法の施行日ということで、国が27年4月1日のスケジュールで進めております。

それから、42ページからですが、第59号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。議案資料では14ページになります。

こちら、子ども・子育て関連3法の制定により、児童福祉法の一部が改正され、先ほども条例が出てきましたが、家庭的保育事業であります家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この設備及び運営基準について、国が定める基準を踏まえて、町の条例で定めることとされたことに伴い、新規条例を制定し、これらの事業の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものであります。

なお、特定教育とか保育施設の設備運営に関する基準はこれまでどおり県条例で規定されておりますので、町条例では、ここでは条例化いたしません。

議案書の43ページの3条関係であります。こちらは最低基準の目的ということで、この条例で定める基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児、または幼児が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものと規定するものであります。

議案資料の14ページをお開きいただきたいと思うんですが、こちら簡単に説明させていただきますと、先ほども御説明しましたが、家庭的保育、それから小規模保育、事業所内保育、

居宅訪問型保育事業ということで、4つの事業形態ごとに職員数、それから保育従事者の資格、保育室等の1人当たりの広さ、それから屋外遊戯場の1人当たりの広さ、それから給食の方法、設備、職員についてが規定されております。この条例におきましては、施設連携を求めておきまして、施設連携の設定が必要であることを規定いたします。連携内容としては、保育内容の支援及び卒園後の受け皿、連携施設としては、認定こども園、幼稚園、保育園を確保することを規定しています。なお、居宅訪問型保育事業につきましては、特に障害や疾病等の個別ケアを要する児童については、障害児入所施設等、支援を受ける施設を確保することとしております。

以上、中身を簡単に説明させていただきましたが、施行日は、こちらに関連法律の整備法の施行の日からということで、国のほうで27年4月1日に施行を予定しております。ちょっと簡単過ぎましたが。

それから、議案資料では15ページから16ページにわたっておりますが、第60号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成26年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

内容でございますが、今の条例の第5条第2項の期末手当の支給割合の改正を行います。

まず、第1条は平成26年12月1日適用のものでございまして、6月の期末手当に変更はございませんが、12月の期末手当を現在の「2.05カ月」から「2.2カ月」、0.15カ月加算する改正を行うものであります。

第2条関係は平成27年4月1日適用分でございまして、26年度分は12月分で特例対応させていただきましたが、27年4月以降は、期末手当を、6月は「1.9カ月」のものを「1.975カ月」、0.075カ月アップする。12月については、先ほど2.2に改正いたしましたが、これを「2.125カ月」、0.075カ月減額するというところでございます。

施行日は平成26年12月1日、ただし、第2条の規定は平成27年4月1日からの適用でございます。

続きまして、議案の66ページ、議案資料では17ページから18ページにわたっております。

第61号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

先ほどの議案同様、平成26年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、特別職の期末手当の支給に関しても所要の規定の整備を行うもので、内容、施行日とも、議員さんの条例と全く同様でございますので、省略させていただきます。

続きまして、67ページから90ページにわたっております。議案資料では19ページから34ペー

ジのちょっと膨大な資料になっていますが、第62号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成26年の人事院勧告に基づき、職員の給与について、所要の規定整備をするものであります。

資料の23ページをごらんください。

給与改定の概要ということで、平成26年の4月1日適用と、次のページ、27年4月1日適用の2本立てとなっております。

まず、26年4月1日適用でございますが、給料表の改定を行います。これは、平成26年4月の民間給与との比較に基づく給与改定により、給料月額をプラス改定するものであります。

その下に書いてございますが、給料表の単純平均では3.4%アップとなります。ただし、50代後半層は据え置きとなります。

行政職給料表の比較でございますが、級別に人数、平均引き上げ額、平均引き上げ率が書いてございますが、右端の120人の平均では、月額1,390円、0.47%の増となります。医療職については、6人の平均で、月額1,400円、0.46%の引き上げとなります。こちらは26年4月からの遡及適用となります。

26年4月1日の2つ目の改正は、通勤手当の引き上げであります。こちらは、交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、引き上げるものでございまして、5キロごとに13段階の区分がありますが、このうち、5キロ未満については変更ございませんが、5キロメートル以上10キロメートル未満からにつきましては100円から7,100円まで、段階によって違いますが、引き上げがあります。

参考までに、当町の現在の実績では、25キロメートル以上30キロメートル未満の区分以下の職員ばかりであります。

次に、(3)の勤勉手当の支給割合の引き上げでございます。こちら民間の支給割合に見合うよう、年間支給割合を引き上げるものであります。率は議員とか特別職と同じですが、一般職の場合は勤勉手当の変更となります。

12月期の勤勉手当を「0.675」から「0.825」、0.15カ月引き上げるものであります。年間支給率は「3.95」から「4.1カ月」の引き上げとなります。再任用職員の場合も、率は違いますが、同じように改定させていただきます。

続きまして、2の平成27年4月1日適用でございますが、まず給料表の改定ということで、こちらは、給与制度の総合的見直しに基づく勧告により、給料月額をマイナス改定するものであります。平均1.6%ダウンしますが、若者は据え置きます。民間に合わせ、高齢層給料を抑制するカーブがさらになだらかになるという改正であります。

資料の3と資料4に実際のそれぞれの額が書いてございます。30ページ以降ですが、そちら

は後ほどごらんいただきたいと思います。

ただ、経過措置として、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、その差額が支給されます。一方、55歳以上を超える特定職員、6級以上ですが、これに対する給料等の1.5%減額支給措置については平成30年3月31日で廃止されます。

それから、管理職特別勤務手当の改正を行います。これは、書いてございますように、5級以上の職員で、臨時、または緊急の必要、その他、公務の運営の必要により、下記の時間に勤務した場合に支給するものでありますが、現実には、笠松町の場合、代休で対応しており、この制度を運用しておりませんが、今後、週休日、祝日、年末年始の休日で、現在1回「8,000円」、6時間以上「1万2,000円」が、1回「1万2,000円」、6時間以上の場合は「1万8,000円」に改正するものであります。

それから、平日深夜ということで、今は規定がございませんが、こちらについては、1回「6,000円」と新設するものであります。状況に応じて、この制度を運用していきたいと思っております。

それから、(3)で勤勉手当の支給割合の改正ということで、年間支給割合の内訳の改正ということで、先ほども議員さんとここで申し上げましたが、12月支給分で特例対応いたしますが、27年度からは先ほどのように年間でならずということで、一般職の場合は、6月期が現在「0.675」であるものを「0.75」、それから12月期は、先ほどは0.825に改正いたしましたが、これを「0.75」と、0.15カ月分を2回に分けて支給ということで、引き上げます。年間の支給は変わりません。再任用も同様に、0.05カ月を6月と12月に分けて支給いたします。

施行日は平成26年12月1日で、ただし、第2条、並びに附則第5項から8項までの規定は27年4月1日になります。

なお、現実の支給の関係でございますが、12月10日の支給の期末勤勉手当と、それから12月21日支給の12月分給与は改定後の新給料月額により支給されます。平成26年4月1日まで遡及する適用分につきましては、12月25日に差額として支給することと計画しております。

以上が給与関係の改正であります。

続きまして、91ページと92ページにわたっております。議案資料では35ページであります。第63号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

3つの内容がございます。1つ目の改正として、投票立会人及び期日前投票所の投票立会人に関する改正であります。現在、期日前投票所の投票立会人につきましては、公正公平で政治色のない、地域に密着した民生委員さんを選任させていただいておりますが、1日当たりの立会時間が午前8時半から午後8時までの11時間30分という長時間となっていることから、そ

の負担の軽減を図るため、半日交代とするなど、選任時間を見直すことに伴い、日額で支給することとしていた報酬について、立会時間に応じた支給も可能にする規定整備をするものであります。

それから、2つ目の改正としましては、国土調査法に基づく地籍調査事業に着手することから、事業の円滑な実施を図るため、地籍調査推進委員会及び地籍調査実施委員会を新たに設置することに伴い、この委員会の委員報酬及び費用弁償を規定するものであります。額につきましては、他の同様の委員さんと同じく日額5,400円となっております。

3つ目としましては、公民館長及び嘱託員に支給することができた6月、12月の期末勤勉手当に相当する増額報酬の規定を、現状支給していませんが、これに合わせてこの規定を削除するものであります。

以上が主な改正理由であります。今回の改正に合わせて、委員会の修正漏れがございました。具体的には老人福祉計画等の委員会の関係ですが、これがちょっと直し忘れていましたので、こちらを今回訂正させていただいております。

施行期日は公布の日であります。

続きまして、93ページの第64号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

被保険者が出産の際、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として創設されています産科医療補償制度というのがあるんですが、これにおいて、今般、補償対象基準等の制度の見直しが行われた中で、その掛金の額が引き下げられたことに伴い、産科医療補償制度に加入の場合に、出産育児一時金に加算することができる金額についても引き下げられることになりましたが、この出産育児一時金に係る総支給額については、現行どおりの42万円を維持することとされたことに伴い、出産一時金の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

今言いましたように、出産一時金の総額42万円の変更はございません。

5条の2で、出産育児一時金の変更ということで、現行の「39万円」から「40万4,000円」に改正いたします。

それから、健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、町長が必要と認めるとき、つまり産科医療補償制度に加入する場合に加算する額の上限は3万円のまま条例上は据え置きますが、規則を改正し、1万6,000円に引き下げることにいたします。勉強会ときはこちらも変えると言いましたが、その後、厚労省のほうから通達がございまして、こちらは規則対応でいいということになりましたので、条例上は3万円のまま据え置きます。規則で1万6,000円に引き下げます。

施行期日は平成27年1月1日ということで、経過措置として、条例施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例によることとなります。

続きまして、94ページ、第65号議案 笠松町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、次世代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年4月23日に交付され、児童扶養手当法の一部が改正され、平成26年12月1日に施行されたことに伴い、所要の規定整備をするもので、内容的に変更はございません。児童扶養手当法の一部改正により、引用条項にずれが生じるため規定整備を行うもので、附則第5条第7項、他の法令による給付との調整規定の改正であります。中身は変わりません。

施行期日は公布の日で、平成26年12月1日からの適用となります。

続きまして、95ページ、第66号議案、議案資料では38ページになります。庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、庁舎耐震補強等工事請負契約の一部変更について、町議会の議決を求めるものであります。11月26日に仮契約をさせていただきました。

契約金額、変更前が6億3,718万7,040円であったものを、2,392万4,160円増額して、6億6,111万1,200円とさせていただきました。

資料の38ページに主な変更内容が書いてございます。

まず、外構工事についてであります。こちらで580万円ほどの増額をさせていただきます。発注時に決定していなかった県の防災システムがこのたびほぼ決定いたしましたので、平成27年度以降に更新されることが決定した県防災システム用パラボラアンテナ、あるいは発電機等を庁舎西駐車場車庫上部に設置するため、基礎鉄骨部材の強化、それから隣の家との関係で、防音パネル及び防音シートの設置を行うものであります。当初、小さい発電機1台を予定しておりましたが、発電機が2台、さらにパラボラアンテナが立つということで強化するものであります。

それから、耐震補強工事で380万円増額させていただきます。既設の仕上げ撤去後、表層をめくった後に、躯体欠陥等が発見されたための補修が必要ということで、380万円増額させていただきます。

それから、給水設備工事で180万円強の増額をさせていただきます。解体中に建設当初使用していました空冷用のエアコンの井戸が発見されましたので、この井戸を生かしたいということで、利用可能な状況に復旧して、災害時において給水が可能とするためのポンプ設備の設置を行いたいと思います。

それから、電気設備の工事で650万円ほど増額させていただきます。これは、現場精査によるコンセントの増設、さらには既存照明器具の故障、照度不足等による改修。

それから、内装工事として、いろいろございますが、床面の補修箇所がピンポイントで直す

ところが線になったりといったことの積み重ねで170万円ほど補修します。なお、1階の多目的便所についても、できるだけ今の基準にするということで補修をいたしました。

それから、エレベーターの改修とありますが、エレベーターについてはさきに補正させていただきました。このときは箱だけをとりあえず補修しましたが、1階から4階まで、乗られている方は御存じかと思いますが、ちょっと仕様が変わっています。1階に合わせるということで、扉交換の部分の増額をさせていただきました。

それから、これはちょっと調査不足だったんですが、全館停電工事時にサーバー室、防災行政無線等の常時電源を必要とする設備に対し、発電機により電源供給し、扇風機で冷却する予定であったものを、サーバー機保守業者との最終的な協議の結果、機器に対する熱対策を十分に実施し、安全性を考え、エアコンにより機器冷却し、また屋外で発電機を常時稼働することによる近隣への騒音への配慮等々により、常時電源を供給するために210万円ほど増額させていただきました。当初の調査不足に起因する変更も多々ありますが、よろしく願いいたします。

それから、96ページから105ページまでにわたります第67号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についてであります。補正額は1,576万8,000円の増額補正であります。

今回の補正は、平成26年度の人事院勧告に基づく給与改定に伴い、人件費の増額補正を行うものであります。給与改定の内容については、条例改正の議案において御説明しましたように、議会議員及び特別職に係る12月期末手当の支給率を2.05から2.2に引き上げることに伴う増額のほか、一般職の給与改定に伴う増額、その他手当の支給状況の異動及び時間外勤務手当の見込み増に伴い、所要の補正をするものであります。

一般会計に係る人件費としては1,154万2,000円の増額、それから特別会計、企業会計を含めた全体では1,314万6,000円の増額となっております。人件費はそういうことでございまして、その他の補正内容について、順次御説明いたします。

まず100ページですが、総務費の総務管理費、第6目の防災対策費で補正が上がっております。こちらは、議会前に御説明しておりましたが、埼玉県比企郡滑川町との災害時相互応援協定の締結に向けて、町長、議会議員及び担当職員がこの町を12月9日に訪問いたします。そこで、災害時における物資の提供、被災者の一時収容の施設提供、あるいは職員の派遣等の事前協議を行うことに伴い、旅費、並びに使用料及び賃借料を52万円増額するものであります。内訳としては、議員の費用弁償が18万3,000円、町関係で6万5,000円、それからバスの借り上げ料等々で27万2,000円となっております。

それから、特別会計の繰出金がありますが、国保会計と介護保険会計、それから104ページの土木費の関係は人件費の増額補正に伴う一般会計からの繰出金であります。

102ページの民生費の児童措置費の関係でございまして、これは子育て世帯臨時特例給付金

の支給対象者が当初予定していた人数を上回ることとなったため、負担金補助及び交付金を230万円増額するもので、支給対象者へ遅滞なく支給するというところで、今回の補正で提案させていただきました。財源は、国庫補助金が10分の10であります。

歳入につきましては、今回の増額補正の財源には財政調整基金を充てるため、繰入金で1,346万8,000円増額させていただきました。

以上が一般会計の補正予算であります。

続きまして、106ページからであります。第68号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についてであります。1,019万9,000円の増額補正であります。

歳出であります。こちらも平成26年度の給与改定に伴い、まず人件費を48万7,000円増額させていただきます。そのほか、退職被保険者に係る高額療養費が不足する見込みであるため、高額療養費給付費を971万2,000円増額させていただきます。

歳入につきましては、人件費の増額分に伴うものは一般会計からの繰入金、それから高額療養費に係る分については前年度繰越金を充てさせていただきました。繰越金の残額はまだ残っております。次の補正で使わせていただきます。

それから、110ページから112ページにわたっております。第69号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についてであります。29万2,000円の増額補正であります。

こちらは、26年度の給与改定に伴い、人件費を29万2,000円増額させていただきます。財源につきましては、一般会計の繰入金を29万2,000円増額させていただきます。

続きまして、113ページから115ページにわたっております。第70号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についてであります。62万7,000円の増額補正であります。

歳出につきましては、平成26年度の給与改定等に伴い、人件費を62万7,000円増額するもので、歳入につきましては、一般会計繰入金を同額増額させていただきます。

最後の議案になりましたが、116ページですが、第71号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算についてであります。補正額は19万8,000円の増額補正であります。

内容であります。117ページであります。収益的支出で、平成26年度の給与改定等に伴い人件費を19万8,000円増額するものであります。

なお、現在、当年度純利益を151万3,000円見込んでおり、今回の増額に対しても利益の範囲内であることから、歳入の補正は行わず、歳出のみの補正となっておりますので、よろしくお願いたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（安田敏雄君） 審議の途中ですが、この際、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時35分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第60号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、第61号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、第62号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、第63号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、第67号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算について、第68号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算について、第69号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算について、第70号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算について、第71号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算についての9議案を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案から第63号議案及び第67号議案から第71号議案の9議案を先議することに決しました。

第60号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

第61号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

第62号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 職員につきましては、12月1日改正の後、来年4月1日からまた引き下げられるというふうにお聞きしましたが、そのあたりのところで3年間とめ置ける話が一部にあったようにも思いますが、そのあたりのところをもう少し具体的に説明してください。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 給与の関係で3年間ということでの御質問でございますが、これは議案の89ページ、附則の第6項のところで経過措置が書いてございますが、ここで切りかえの日で、現在受けている給料、そこから下がるものについては現在の給料の額を保障すると。30年3月31日までの間、その差額に相当する額を現給保障しますよという規定でございます。その部分の御質問だと思います。現給保障がされますよと。3年間続きますよということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） これが適用されてくる職員というのはどれくらいありますか。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 御質問の件でございますが、議案資料の30ページをござんいただきますと、27年度以降適用ということで、引き下げになる部分というのはこちらに表示をされております。これが対象になる人数とか、そういったことになりますと、27年の1月1日で昇級があります。そういったものと、またこの後、27年4月1日になりますと、職員の職階級と申しますか、そういったものの異動等もございまして、そこで、例えば現在の給料の額から下がる者ということで、人数まではちょっと把握が今現在できておりませんが、

こういったところで引き下げになる中、特にそういった現給保障の対象になるのは55歳以上と
いいますか、そういったところがかかってくるのかなというふうに思っておりますが、現状で
は、昇級と4月1日の職階級の異動といったものによって違いが出ますので、そこまでの人数
というのは今現在では把握はしておりません。

[挙手する者あり]

○議長（安田敏雄君） 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料24ページの平均マイナス1.6%になって、若年層は据え置く
よというふうに考えていいですね、説明は。書いてあるとおりでいいですよ、理解は。そう
すると、その若年層というのは、どの辺で若年層なんですか。私は、できたら、せっかくやっ
とやっとなんて人事院勧告をして、今回少しだけやけれども何とか上がるなあと思ったら、来年にな
ったら、途端に据えかえなんていうことのないような状況に、町長、するわけにいかんでしょ
うかね。それをお願いいたします。

○議長（安田敏雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 先ほど説明不足だったのかもしれませんが、ことしの4月1日の改正
というのは、民間と比べて、その時点でどうだったかという引き上げを若干、0.何%ありまし
たね。次の27年4月1日適用というのは、もう一回、民間給与と比べて給与体系がどうなっ
ているかということで、民間は若年層が高いけど、高齢層は上がっていかないよと。そういう給
与体系に今後逐次直していくという改正でございまして、若年層にも配慮してございまして、
この資料の、先ほど大橋部長が言いました30ページのところで白くなっているところですね。
資料の30ページですね。この部分が全く変わらない、今の給料を据え置くというところで、実
際ここにどのくらいの職員がいるかというのは、若干昇任昇格で変わってきますが、25ページ
に人数が入っていますが、大体職員の給料における分布が書いてございますので、おおむね私
のざっとしたあれで、5年から10年ぐらいの職員については現給保障がされるということで、
生活には困らないんじゃないかという改正だと思っております。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 今の長野さんの質問と関連するんですけども、せっかく26年度は人事
院勧告で給料が上がる。7年ぶりぐらいに上がるのかなとテレビの報道では言っていましたけれ
ども、また27年度に引き下げということで、ここの資料を見ますと、総合的見直しに基づく勧
告ということが書いてあるんですね。今、副町長が言われたことかなということで私どもも想
像するんですけども、若年層が民間は高くて、それに合わせて、高い金額で支給しておいて、
定年間際の人安くということはないんですけども、上がるのを緩やかにしていくというこ

との見直しということではないかなということをするんですけども、ただ、安倍さんがアベノミクスの関係で、民間の方には給料上げなさい、給料上げなさいとどんどん言って、その効果が出て、消費税は8%になったんですけども、給料は確かに上がっていると思うんですね。ですから、今回の人事院勧告でも民間との差で公務員の給料も上げなさいという勧告が出たんですが、そんな中で、調整して、また27年度から下げるといのは何かおかしなふうに私は思うんですが、このまま、例えば26年度に人事院勧告のまま上げて、27年度をこれでなくて、26年度のまま、27年度もスライドして上がったままでずっといくとなると、ペナルティーか何かあるんですか。例えば地方交付税が減らされるとか、そういったペナルティーがあって、笠松町にとってはマイナスになってしまうということがあるのかどうか。もしなければ、27年度の方は何もここで変えなくても、26年度そのまま行ってしまうでもいいのではないかなということをして私は思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（安田敏雄君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 27年度以降についての引き下げをしなかった場合のペナルティーはあるかということでございますが、ペナルティーはもちろんございませんが、結果的にラスパイレス指数が高くなってきますので、そこら辺の引き下げに対する改善の指導が毎年来るということになります。ただ、補助金についてどうこうということはないと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そういう指導勧告は来るかもしれないという話なんですけれども、先ほど言いましたように、民間の給料を上げなさい上げなさいと言っておるならば、まずもってできるのは、安倍さん、同じようにできるというのは、公務員の給料を上げていけばいいわけ。率先して上げる。それを今度、逆に民間がそれに合わせて上げてくるようなことを今度は訴えればいいわけですね。そういうことからいうと、何も27年度、勧告どおりにやる必要もない。ペナルティーもなければ、指導を受ければ、わかりましたと言っておけばいいんですけれども、それと、笠松町の職員、減らしてきていますので、今のラスパイレス指数がそんなにむちゃくちゃ上がるというふうには私は思えないんですけども、その辺、町長の決断でできるのではないかなと思うんですけども、その辺、町長、どうですか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、伏屋議員が言われたいろんな考え方、方法は、それはそれで意見がよくわかりますが、今申し上げたとおり、我々はやはり給料制度の総合的な見直しの中で、今、副町長が言った部分も含め、人事院勧告も含め、地域の景気状況も含め、全てを含んだ総合的な見直しの中でそういう判断をさせていただいたことでもありますから、決して議員が言っている状況が間違っているとは思いません。確かにそのとおりでもあります、我々の判断もそう

いう見通しの中でやらせていただきました。

○議長（安田敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

第63号議案 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

第67号議案 平成26年度笠松町一般会計補正予算についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 給料関係はいいですけども、庁舎の耐震工事でまた変更されたんですが、2,400万ほどの増額をされているんですけども、その分はこの補正予算の中に入ってないんですけども、当初予算といいますか、そこの金額の範囲内でこの2,400万の支出ができるというふうに解釈すればいいですか。それ、ちょっと確認だけしたいんですが。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 当初予算の範囲で変更ができるということでござい

ます。

○議長（安田敏雄君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

第68号議案 平成26年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

第69号議案 平成26年度笠松町介護保険特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

第70号議案 平成26年度笠松町下水道事業特別会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

第71号議案 平成26年度笠松町水道事業会計補正予算についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。明11月29日から12月14日までの16日間は議案精読のため休会とし、12月15日午前10時から本会議を再開いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明11月29日から12月14日までの16日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（安田敏雄君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

散会 午後0時00分